

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

準備書面(14)

2026(令和8)年8月3/ 日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら代理人弁護士 船 山 暁 子



同 中 島 哲



同 山 田 佳 以



同 吉 田 玲 英



同 橋 本 祐 樹



同 神 坂 正 美



同 氷 見 谷 馨



第1 本書面の目的

本書面は、被告恵庭市準備書面（10）第3項及び第4項における被告恵庭市が負う損害賠償義務に関する主張（いわゆる損害論）に対し、必要な範囲で反論を行うことを目的とする書面である。

なお、略称等は従前の例による。

第2 合意論について

1 被告恵庭市は、本件において、① X 牧場（亡牧場経営者X, 被告牧場経営者Y, Z）が原告らが受給していた障害年金の管理をしていたこと、② X 牧場が食費、衣料費、水道光熱費等の原告らの生活費を負担していたこと、③本件訴訟に至るまで、原告らから X 牧場に対して障害年金の返還等が求められたことはなかったこと、④ X 牧場から原告らに対し生活費を請求したことがないこと、を前提に、「原告らが X 牧場で生活することとなった際に、『原告らの生活費については全て X 牧場において面倒をみる』『原告らの障害年金については一切手を付けずに全額貯蓄しておく』などといった約束がなされたなどということとは常識的に考えられず、上記①ないし④の経過からしても、障害年金の中から生活費を支出することは、当事者間での当然の前提となっていたといってよい。すなわち、その旨の明示ないし黙示の合意があったということができる。」と主張する（被告恵庭市準備書面(10)8頁）。

2 しかし、被告恵庭市の主張は、原告らが、住み込みで働き、労働力を提供する一方で、賃金の支払を受けていないという事実を殊更に無視するものであり、妥当でない。

原告らが、X 牧場で稼働していたことと、それに対する賃金が（数千円の小遣いを除き）支払われていないということは当事者間に争いのない事実である。

また、甲第17号証上も、原告らの X 牧場退去を控えた令和7年7月ころ

に、「作業の人手が不足しており、本人の入居を秋まで遅らせてもらえないかとのこと。また、Bさんも畑の手伝いができると言っていて、e-ふらっとにも相談していたのに来てくれなかった」（同年7月4日・27頁）、「X氏に手伝いをお願いされたのか『9月いっぱいまでいてほしいと言われた』と話がある。」（同月5日・27頁）、X家の息子からは、『話が違う』『（母親が）急ぎ過ぎた』と自身の母親を責め立てるような言葉と共に、『畑の仕事が忙しいので今いなくなられたら困る』等の話をされる。」（同月27日・28頁）等の複数の記載があり、X牧場側が、原告らに対し労働力として、大きな期待を寄せていたことも証拠上明らかである。

- 3 そして、通常、住み込み労働を行う場合の一般的な認識としては、労働者の生活費（衣食住の費用）については、その賃金と相殺されるというものである（労働基準法24条との関係で金額を明確に定めない相殺合意は法的には無効となる可能性が高いということはいったん措く）。

そして、使用者において労働者の通帳を管理している状況において、労働者に対して賃金が支払われていない場合、労働者としては、生活費と相殺した残金については、使用者が預かっている労働者の通帳に入金管理されているか、仮にそうでないとしても、生活費と相殺した後の賃金残額について支払請求権を有していると認識しているのが通常であるし、社会一般の認識としても同様である。

少なくとも最低賃金が支払われる以上、住み込み労働で、生活費と賃金全額が相殺されて賃金残額がまったく生じないとか、ましてや、生活費が賃金を上回って労働者の預貯金から不足分を徴収するような事態が生じることは、通常

は想定されていない^{*1}。

- 4 そうすると、仮に住み込み労働において生活費の負担関係を合理的に解釈するならば、それは発生すべき賃金との対価関係（内払い・相殺）において処理されるべきものとするのが社会通念（あるいは当事者らの通常の認識）であり（労働基準法24条との関係での有効性の問題は残る）、実際に、原告らに賃金は支払われていないのである。

他方、この状況で、当事者の合理的意思解釈として、賃金とは全く別個の財産である障害年金の中から生活費を支出することが黙示に合意されていたとは到底言えないし、そのような合意の存在を推定することもできない。

第3 損益相殺が認められないこと

1 はじめに

- (1) 次に、被告恵庭市は、「原告らの『年金搾取』を根拠とする損害賠償請求

*1なお、2005（平成17）年の障害者自立支援法（2012年に障害者総合支援法と改称）制定により制定された福祉的就労である「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」について、参考までに言及しておく。

「就労継続支援A型」は雇用契約が締結され、最低賃金の適用がある。最低賃金法7条による減額はあり得るが、同条は都道府県労働局長の許可を要件としている。また、「就労継続支援B型」は、雇用ではなく、最低賃金法の適用が無いとされるが、厚生労働省の「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年障障発1002003号）によれば、「利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること。」「生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないこと。」等がB型事業所においては求められており、これらに反した場合には、個別労働関係法上は労働者となり、最低賃金法の適用を受ける可能性が高まる。これらのことからすると、遠藤牧場における原告らの労働力提供を2005年以降の福祉的就労の枠組みで考えたとしても、最低賃金の適用が無いとは考えがたい。

が発生するとしても、その損害額は、『年金搾取額』－『原告らの生活費』を限度とする」と主張する（被告恵庭市準備書面(10)8頁）。

- (2) この主張については、前述のように、当事者らが、生活費に賃金を充ててることを前提としており、原告らの障害年金を費消することについてについて合意の存在が認められない以上、理論的には、被告牧場経営者Y、Zが原告らの預貯金口座から出金した支出額全額について損害が発生している。

そして、被告牧場経営者Y、Zが支出した障害年金を原告らの生活費に充てていることは、これにより原告らが一定の利益を受けたとして損益相殺が認められるかどうかの問題である。

2 民法708条の趣旨に基づく損益相殺の制限

- (1) この点、最高裁判所は、反倫理的行為に該当する不法行為の被害者が受けた利益については、不法原因給付として加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも708条の趣旨に反するものとして許されないとしている（最高裁平成20年6月10日判決〔判例タイムズ1273号130頁・判例秘書L06310048〕、最高裁平成20年6月24日判決〔判例タイムズ1275号79頁・判例秘書L06310053〕）。

- (2) これに関し、生活保護受給者を対象としたいいわゆる貧困ビジネスが問題となった事案で、生活保護受給者である原告が事業者である被告から提供を受けていた施設及び物品によって原告らが現に得ていた利益の額（被告が原告らのために現に支出していた額）については、原告らの損失額から控除しなかった埼玉地方裁判所平成29年3月1日判決（判例時報2359号65頁・判例秘書L07250108）が参考になる。

判例秘書ウェブサイトにおける同判決の解説は、「不当利得返還請求権においては、不法原因給付（民法708条）として、被告は、原告らとの間で、

公序良俗に反する契約を締結し、これを継続するために原告らに給付していた施設及び物品に係る金額については、原告らに対して返還請求することができないために、これを原告らの請求金額から控除する必要はないと説明することができると思われる。このことは、原告らが被告に交付していた生活保護費を不法行為に基づく損害賠償における損害額として請求する場合にも、民法708条の趣旨から、原告らが被告の不法行為によって受けた利益について、損益相殺として損害額から控除することは、相当ではないと解することができると思われる。」としており、この理は本件においても妥当する。

- (3) すなわち、本件においては、原告らは憲法18条が禁じる奴隷的拘束を受け、労働基準法5条が禁じる強制労働をさせられてきたのであり、このような重大な違法行為によって生じた損害について、たとえ、原告ら 被告牧場経営者Y、Zの行為によって受けた利益があったとしても、その金額を損益相殺として損害額から控除することは認められない。

3 賃金請求権の大部分が消滅時効にかかっていることとの実質的均衡

- (1) 本件においては、前記「第2」で述べたように、原告らと X 牧場側との間で、原告らに支払われるべき賃金と、生活費を相殺することが、当事者間での当然の前提となっており、その旨の合意があったということはできる。

しかし、法的には、相殺対象となる生活費の内訳や金額が明確となっていない相殺合意は、労働者の自由意思に基づくものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する（日新製鋼事件判決・最高裁平成2年11月26日判決〔民集44巻8号1085頁〕参照）と言えないので労働基準法24条1項の賃金全額払原則に反し無効であって、X 牧場側は、原告らに対し、賃金全額を支払う義務を負っていた。もっとも、この賃金支払義務は、その大半が既に消滅時効にかかっている。

- (2) そうすると、本件においては、本来は、一方で、X 牧場側が、原告らに

対し賃金全額を支払い、他方で、原告らが X 牧場側に対し生活費相当額を支払う関係にあったといえる。

もっとも、現時点においては、X 牧場側の賃金支払義務は、その大半が既に消滅時効にかかってしまっている。他方で、原告らの生活費相当額は既に被告らが勝手に原告らの預貯金口座から徴収しているような状況である。

(3) このような状況下で、X 牧場側が原告らへの賃金支払義務を免れつつ、原告らからの生活費徴収分を保持したままであることを認めることは、著しく均衡を欠く結論となる。

(4) この観点からも、X 牧場側からの損益相殺は認められるべきではない。

4 まとめ

以上より、本件においては、損益相殺は認められず、被告恵庭市の、「原告らの『年金搾取』を根拠とする損害賠償請求が発生するとしても、その損害額は、『年金搾取額』-『原告らの生活費』を限度とする」との主張には理由がない。

第5 仮に損益相殺が認められるとしても、その金額は生活保護費相当額（最低生活費）を遙かに下回るものであること

この点については、別途提出する準備書面（15）において述べる。

第6 被告恵庭市の賠償額が割合的なものになることはないこと

1 被告恵庭市は、「第一次的に責任を負う者が存在する場合の行政の責任が補充的であり、その責任が限定されるという見解は、過去の裁判例においても定着した考え方」と主張し、国の責任を3分の1とした筑豊じん肺訴訟控訴審判決の存在を指摘する（被告恵庭市準備書面(10)9頁）。

2 第一次的に責任を負う者が存在する場合の行政の責任が補充的なものだとい

う趣旨は、違法性判断が厳格になされるという意味であって、責任が認められた場合の金額が割合的に減額されるという意味ではなく、被告恵庭市の主張は妥当ではない。

以上